

益田市告示第163号

益田市後援等名義の使用承認及び益田市長賞の交付に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成25年9月17日

益田市長 山本浩章

益田市後援等名義の使用承認及び益田市長賞の交付に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、益田市以外の団体が主催する文化、芸術、スポーツ、社会教育、地域振興等の分野において市の施策の推進に資する事業について、市が後援又は共催（以下「後援等」という。）及び益田市長賞（以下「市長賞」という。）の交付を行う場合の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援等及び市長賞の区分)

第2条 市が行う後援等及び市長賞の交付は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援とは、市がその事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。
- (2) 共催とは、市がその事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認するとともに、主催者の一員として当該事業の企画又は実施に参画することをいう。
- (3) 市長賞は、主催者を通じて顕彰すべき参加者に賞状を交付するものとする。なお、賞状の用意は主催者において行うものとし、市長が必要と認めるときは、併せて賞品を交付することができるものとする。

(承認の基準)

第3条 市長は、実施される事業が次の各号を満たす場合に第2条の後援等を行うものとする。

- (1) 市の施策を推進する上で有益と認められるものであること。
- (2) 事業の内容が明確であること。
- (3) 開催の日程が明確であること。
- (4) 広く一般市民を対象とした事業で、原則として開催地が市内であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は市を広く知らしめることが期待できる事業である場合はこの限りでない。
- (5) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力があると判断されるものであること。
- (6) 主催者が参加者から入場料その他費用を徴収するときは、その金額が社会通念上適正かつ低廉であり、事業の参加者に対して過重の負担を負わせない程度のものであること。

2 市長賞の交付は、前項の規定に該当する事業であって、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるものに対し行うものとする。

3 市長は、前2項の規定に関わらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援等及び市長賞の交付を行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (3) 特定の宗教もしくは政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
- (4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 実施計画等が完全でなく、実施の確実性が疑わしいもの
- (6) 市の名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれのあるもの
- (7) その他後援等及び市長賞の交付を行うことが不相当と認められるもの
(後援等の実施)

第4条 市の後援等は、原則として当該事業での名義使用に限るものとし、物的及び財政的援助は行わないものとする。

(申請手続)

第5条 市の後援等又は市長賞の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施日の10日前までに後援等名義使用承認・市長賞交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(審査及び承認又は決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、承認するときは、後援等名義使用承認・市長賞交付決定通知書（様式第2号）により、承認しないときは、後援等名義使用不承認・市長賞交付却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認又は決定に際しては、必要に応じ指示又は条件を付することができるものとする。

(事業計画の変更)

第7条 申請者は、前条による承認又は決定を得た事業の内容に計画変更があったとき又は当該事業を中止するときは、事業計画変更届出書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項による計画変更の届出書を受理したときの審査及び承認又は決定については、第6条の規定を準用する。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、第6条による承認又は決定の後において、実施される事業が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、後援等の名義使用の承認又は益田市長賞交付の決定を取り消すと同時に、後援等名義使用承認・市長賞交付決定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 第3条第3項の規定に該当することが明らかになったとき。
- (2) 第5条の申請内容に虚偽の事項があることが明らかになったとき。
- (3) 第6条第2項により付した指示又は条件に従わなかったとき。
- (4) 第7条の規定により事業を中止することが明らかになったとき。
- (5) その他承認を取り消すことが適当と判断されるとき。

2 前項の規定は、前条による事業計画変更の届出後において前項各号のいずれかに該当することとなった場合について準用する。

(実績報告)

第9条 後援等の承認又は市長賞の交付を受けた事業の主催者は、当該事業が完了したときは、実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年9月17日から施行し、同日以後に申請された後援等の名義使用の承認及び市長賞の交付について適用する。